

2021年11月29日

従業員の皆様

代表取締役社長 村中 昭弘

法令遵守に向けた取組みについて

本年8月1日付けで改正薬機法が施行され、関連法令を遵守するための体制を構築することが義務付けられました。昨今の品質問題をはじめ、安定供給への不安等の影響により後発医薬品を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

従って、後発医薬品の品質に関する信頼性を取り戻すだけでなく、患者様、医療関係者の皆様に後発医薬品を安心して使用して頂けるように安定供給に努めることが当社の取組むべき課題となります。

つきましては当社の課題解決に向けて、以下のとおり関連法令を遵守することを経営の最優先取組み事項とします。

従業員の皆様におかれましては、薬機法改正の趣旨を十分理解して頂き、法令遵守の意識を高く持ち続け、当社医薬品に関わる全てのステークホルダーに信頼と安心を届けるという信念のもと、日々の業務遂行をお願いします。

- ① 当社はコンプライアンスを経営の重要指針として、法令遵守を徹底します。
- ② 顧客要求事項及び規則・法令の要求事項を満たすことの重要性を全ての社員が理解して日々の業務を遂行します。
- ③ 当社品質方針に基づき、医薬関係者が信頼し、患者様が安心して使用できる医薬品を提供します。

以上